

播 磨 町
一般廃棄物処理実施計画

平成 2 3 年 4 月策定

平成 2 3 年度 し尿処理実施計画

本町のし尿処理について、本年度においても収集運搬業務は、生し尿については（有）播磨清掃社に委託し、浄化槽汚泥は、既許可業者である浄化槽清掃業者（4の（口）参照）により行う。

処理業務については、加古郡衛生センターで行う。

行政区域面積	9.09 km ²	計画処理区域	9.09 km ²
行政区域人口	34,300人	計画処理区域	13,700世帯
計画収集人口	790人	くみとり世帯数	300世帯
計画収集外人口	33,510人	その他世帯数	13,400世帯

1. 排出量
- | | |
|-------|----------|
| 排出量 | 3,900 kℓ |
| 生し尿 | 1,100 kℓ |
| 浄化槽汚泥 | 2,800 kℓ |

2. 収集区域
- 播磨町内全域とする。（ただし、東新島は除く。）

3. 収集回数
- （イ）生し尿 : 一般汲取式トイレの家庭 月1回を原則
 簡易水洗式トイレの家庭 月1回を原則
 店舗・事業所等のトイレ 申込みを原則
- なお、一般家庭で特別な事情があるときは、申込みにより収集する。
- （口）浄化槽汚泥 : 環境保全上、清掃が必要になったとき。

4. 収集体制
- （イ）生し尿 : 委託業者による。
- | | | |
|-------|-------------|----------------|
| 委託業者 | 所在地 | 播磨町北本荘7丁目9番18号 |
| | 名称 | （有）播磨清掃社 |
| 収集運搬車 | 3.7kℓバキューム車 | 2台 |
| | 1.8kℓバキューム車 | 1台 |
| 人員 | 作業員 | 6名 |
| | 事務員 | 1名 |

(口)浄化槽汚泥 : 許可業者による。

5 業者で収集・運搬する。

廃掃法第7条許可業者一覧表

名 称	従業員数	収集運搬車両
(有) 播 磨 清 掃 社	7名	1.8klバキューム車 1台 3.7klバキューム車 3台
(株) 大 前 清 掃	4名	1.8klバキューム車 1台
(有) エ コ ク リ ー ン	5名	3.7klバキューム車 1台
阪 神 連 合 清 掃 (株)	6名	3.0klバキューム車 1台 2.7klバキューム車 2台
播 磨 営 繕 (有)	7名	3.7klバキューム車 2台

浄化槽法第35条許可業者一覧表

名 称	従業員数
(有) 播 磨 清 掃 社	7名
(株) 大 前 清 掃	4名
(有) エ コ ク リ ー ン	5名
阪 神 連 合 清 掃 (株)	6名
播 磨 営 繕 (有)	7名
(株) 大 洋	27名

5. 中間処理施設

し尿処理施設 (名称: 加古郡衛生センタ -) 新島 60

昭和61年12月稼働 110kl/日

処理方法 : 低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理

設置主体 : 加古郡衛生事務組合

6 . 搬入量	3 , 9 0 0 kℓ
(イ)生し尿	1 , 1 0 0 kℓ
(ロ)浄化槽汚泥	2 , 8 0 0 kℓ
(有)播磨清掃社	1 , 6 0 0 kℓ
大前清掃	4 0 0 kℓ
(有)エコクリーン	2 5 0 kℓ
阪神連合清掃(株)	1 0 kℓ
播磨営繕(有)	5 4 0 kℓ

7 . 残渣の量及び処分

加古郡衛生事務組合において処理計画を策定する。

8 . 今後の目標

播磨町内全域を公共下水道によるし尿処理を目標としている。

(ただし、新島及び日量1,000kℓ以上を排水する特定工場を除く。)

9 . 住民に対する広報・啓発活動

町広報紙により、浄化槽の適正な管理及び下水道利用を呼びかける。

平成 2 3 年度 ごみ処理実施計画

本町は、住民と行政が一体となり、ごみの減量、分別による資源化、環境汚染の防止を図るため、16種分別収集を実施している。

本年度も引続き、より一層の住民の理解と協力を求め、ごみの適正処理を行う。

行政区域面積	9.09 km ²	計画処理区域	9.09 km ²
行政区域人口	34,300人	計画処理区域	34,300人
行政区域世帯数	13,700世帯	計画処理区域	13,700世帯

1. 排出量 10,250 t

行政収集	6,665 t	許可業者収集、直接搬入	3,585 t
可燃ごみ	5,200 t		3,000 t
不燃ごみ	180 t		30 t
粗大ごみ	240 t		370 t
あきびん(3種類)	160 t		
あき缶	30 t		6 t
ペットボトル	30 t		2 t
プラスチック容器包装類	250 t		2 t
紙類(3種類)	500 t		150 t
布類	60 t		20 t
蛍光灯	6 t		
紙パック	2 t		5 t
食用廃油	7 t		

2. 収集区域 播磨町内全域(ただし、東新島は除く。)

3. 収集回数

可燃ごみ	週2回(地区毎)
不燃ごみ・粗大ごみ・あきびん・あき缶・ペットボトル・紙類・布類・食用廃油・蛍光灯	月1回(地区毎)
プラスチック容器包装類	週1回(地区毎)

4. 収集方法

(イ) ステーション方式により、直営で収集する。	428箇所
ごみステーション数	
可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類のみ	302箇所

可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類・粗大ごみ・あき缶・

ペットボトル・食用廃油・蛍光灯 1 2 6 箇所

(ロ) ステーション方式により、委託で収集する。 2 1 1 箇所

あきびん(委託先: 昌平(株)) 1 0 1 箇所

紙類・布類(委託先: (株)シンノウ) 1 1 0 箇所

(ハ) 事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、事業者等が直接搬入するか、町の許可業者に委託して搬入する。

5. 収集体制

収集人員 10人 事務責任者 1名
 収集車両 4tパッカ-車 1台 軽四トラック 1台
 3tパッカ-車 1台 2tダンプ 2台
 2tパッカ-車 2台 (計7台)

(1) 一般廃棄物処理業許可業者

業者名	収集車両	収集ごみ量
竹本 謙一 明石市魚住町清水1323-4	2tパッカ-車 1台	可燃ごみ(事業系) 700t
金澤産業(株) 加古郡稲美町加古3869	2.45tパッカ-車 1台	可燃ごみ(事業系) 630t
木村工業(株) 明石市大久保町ゆりのき道1-5-17	3.1tパッカー車 1台	可燃ごみ(事業系) 500t
(有)第一清掃 加古郡播磨町南大中2丁目5番15	2.2tパッカー車 1台 3tコンテナ車 1台 軽トラック車 2台	可燃ごみ(事業系) 30t
加古郡広域シルバー人材センター 加古郡播磨町南野添1丁目23番7号	0.85tトラック車 3台 1tトラック車 1台 軽トラック車 4台	引っ越しごみ(粗大ごみ) 10t

(2) 直接搬入一般廃棄物 1,200t

(3) 公共系一般廃棄物 515t

6 . 中間処理施設

- (イ) 焼却施設 (名称：播磨町塵芥処理センター) 新島 5 9
平成 4 年 4 月稼働 4 5 t / 2 4 H × 2 基
焼却方式 准連続燃焼方式
設置主体 播磨町 運営方式 委託
- (ロ) あき缶プレス施設
播磨町塵芥処理センター内
平成 5 年 4 月稼働 1 t / 5 H
方式 圧縮成形方式 設置主体 播磨町
- (ハ) 破碎処理施設 (名称：加古郡リサイクルプラザ) 新島 5 9
平成 1 0 年 4 月稼働 1 5 t / 5 H
設置主体 加古郡衛生事務組合
- (ニ) 廃棄物再生処理施設 (名称：加古郡ストックヤード) 新島 5 9
平成 1 3 年 3 月稼働 1 0 t / 5 H
設置主体 加古郡衛生事務組合

7 . 中間処理施設

- (イ) 建設廃材仮置場
設置主体 播磨町
播磨町塵芥処理センタ - 内 新島 5 9 容量 3 0 0 m³
- (ロ) あき缶・牛乳紙パック・蛍光灯 保管場所
播磨町塵芥処理センタ - 内 新島 5 9 容量 2 0 0 m³
- (ハ) ペットボトル 保管場所 新島 6 0
加古郡衛生センタ - 倉庫 2 2 . 5 m²
- (ニ) プラスチック容器包装類 保管場所 新島 6 0
加古郡衛生センタ - 倉庫 9 0 m²
- (ホ) ヘッド口仮置場 播磨町新島 4 6 - 1
設置主体 播磨町
容 量 8 0 0 m³

8 . 最終処分場

塵芥処理センターから発生する焼却灰及び不燃物については、下記のとおり処分する。

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸埋立処分場

設置場所 兵庫県神戸市沖

設置主体 大阪湾広域臨海環境整備センター

面積 88ヘクタール

積出基地（播磨基地）へ直営で運搬し、処分を委託する。

なお、破碎処理施設から排出される不燃物の処分等については、加古郡衛生事務組合において策定する。

9 . そ の 他

住民に対する広報・啓発活動等

廃棄物最終処分場にも限界があることから、大量消費、大量廃棄の生活形態を見直し、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、当町では16種分別収集を実施している。

ごみの排出量は紙類・布類とプラスチック容器包装類の分別回収を実施した平成13年度を境に減少し、ほぼ横ばい状態が続いていたが、平成19年度からは、やや減少傾向になっている。しかし、可燃ごみへの紙類混在率は高く、なお一層の分別啓発が必要とされている。

また、リサイクルモデルの実践として、食用廃油をごみ収集車のバイオ燃料として利用し、資源の循環利用の有効性を住民に広報することにより、食用廃油回収量増加を目的とした啓発を行う。

ごみの減量化、再資源化の重要性が叫ばれるとき、分別収集の果たす意義、効果等について町広報紙及び町ホームページ、自治会等を通じて啓発活動を推進し、住民の協力を求めると共に、事業系一般廃棄物についても、分別排出に対する協力を事業者にも求め、ごみの適正な処理と生活環境の保全向上を図る。

また、資源の再利用化活動の実践を広めるための事業として、町内各団体が行う資源回収運動（廃品回収）に対して奨励金を交付し、住民活動を支援する。

ごみ処理・リサイクルフロー図

